

スペイン王室の銀行家

——一六世紀の国際金融史における南ドイツとスペイン（その二）——

諸田 實

目次

はじめに

一 王室財政の膨張と公信用

1 王室財政の膨張の原因

2 一六世紀の公信用——短期借入金と長期借入金——

二 カルロス一世治下のスペイン王室の収入

三 スペイン王室の銀行家

1 南ドイツ人の銀行家

2 ネーデルランド人、イギリス人、ポルトガル人の銀行家

3 イタリア人の銀行家

4 スペイン人の銀行家

はじめに

リヒアルト・エーレンベルクの著書『フッガー家の時代』(Richard Ehrenberg, *Das Zeitalter der Fugger, Geldkapital und Creditverkehr im 16. Jahrhundert*, 2 Bde., 1896, 3. Aufl., 1922, Reprografischer Nachdruck, 1963.) は、

一六世紀のヨーロッパの国際金融、とりわけ公信用(封建的権力者¹王室財政に対する商人・銀行家からの貸付)の歴史を展望して、カルロス一世(一五一六―一五六六年)とフェリペ二世(一五五六―一五九八年)の時代のハプスブルク家のスペイン王室と南ドイツの大商人、特にアウクスブルクのフッガーとの間をつなぐ太い信用授受のパイプを明らかにした。スペイン王室は公信用の最大の受領者(貨幣の借り手)、一方フッガーは最大の授与者(貨幣の貸し手)であり、したがって、公信用の歴史において一六世紀は「フッガー家の時代」だというのである。

フッガーがスペイン王室に対して初めて多額の資金を貸付けたのは一五一九年のことである。すなわち、この年に皇帝マクシミリアン一世が急逝し、七人の選帝侯(うち三人は大司教)が次の皇帝を選ぶことになった時、マクシミリアンの孫に当るスペイン王カルロス一世が皇帝の地位を目指してフランス王フランソワ一世と争い、選帝侯を味方につけるために多額の選挙資金を必要としてフッガーに協力を求めたのである。この時、ヤーコプ・フッガーは先帝との縁故からハプスブルク家のスペイン王に協力することを決意し、カルロスの選挙費用八万二、〇〇〇グルデンのうち六割余に当る五万四、三、五八五グルデン三四クローイツァーという莫大な金額を提供した¹⁾。七グルデン¹⁾五ドゥカードのレートで換算すると三八万八、二七五ドゥカード、四〇万ドゥカードに近い。前稿で述べたように、コロンブスの第一回大航海(一四九二―一四九三年)の資金が五、三〇〇ドゥカード余、また、皇帝選挙と同じ一五一九年にスペイン王室がいわば国家の威信をかけた大事業として後援し

表1. カルロス1世治世中のスペイン王室への貸付金額

ジェノヴァ人	……1,160 万ドゥカード	(40.1%)
ドイツ人	……1,030	“(35.6)”
スペイン人	……450	“(15.6)”
ネーデルランド人	……240	“(8.3)”
その他	……10	“(0.3)”
合計	2,890 万ドゥカード	

たマゼランのモルッカ大航海の資金が二万一、五〇〇ドゥカード余であり、さらに、後述するように、カルロス治世中にアメリカ新大陸から獲得したスペイン王室の収入は「平均して、年間にわずかに二〇万―三〇万ドゥカード」⁽³⁾であったことを考えると、フッガーが調達した選挙資金がどんなに大きな金額であったかが明らかであろう。この時の選挙資金を含めてスペイン王室への貸付金を回収するために、フッガーはカルロスの支配するナポリ王国の収入の一部やスペインの騎士修道会の所領からあがる地代収入を押しさえたのであった。

さて、エーレンベルクの著書が出てからおよそ一〇〇年、この間に多くの研究が出て、その結果エーレンベルクの見解にはいくつかの点で補正が必要になった。スペイン王室とフッガーとの間が太いパイプでつながっていたことは明らかであるが、スペイン王室が膨張政策の遂行に必要な資金を借入れたパイプはフッガーとのほかに何本もあり、しかも、カランデの総括的研究にもとづいてケレンベッツが述べているところによれば、⁽⁴⁾表1のように、カルロスの時代をとってみると、スペイン王室はフッガーを含むドイツ人の銀行家からよりも、むしろイタリア人、特にジェノヴァ人の銀行家からもっと多くの資金を借入っていたのである。公信用の歴史において一六世紀はブローデルの言うように「ジェノヴァ人の世紀」⁽⁵⁾（“le siècle des Génois”、ルイス・マルティンの用語）でもあったわけである。言いかえれば、フッガーはスペイン王室との間に資金の貸付と利権の獲得という太いパイプを作り、またこの関係を維持するために、ジェノヴァ人をはじめ多くの競争相手と、ある時は協調し、ある時は対立して、関わりあっていたのである。公信用の最大の受領者であるス

ペイン王室が利用していた借入のパイプはどれほどの数のどのような銀行家と、どれくらいの太さでつながっていたのだろうか。この点を明らかにして、スペイン王室に群がっていた国際的銀行家の活動の鳥瞰図を描くことができれば、一六世紀の公信用の歴史に、そればかりでなくスペインの盛衰の歴史にも、何ほどか新事実を提供することができるであろう。

ケレンベンツは「フッガー家の競争相手となったスペイン王室の銀行家」という論文で、カランデその他の研究を利用してこの問題を概観している。本稿は、このケレンベンツの論文を中心にこの点に関するこれまでの研究を整理して紹介したノートであるが、あらかじめ、一六世紀の公信用の状態とスペイン王室の収入について予備的考察を加えておこう。

- (1) 諸田實『フッガー家の遺産』(有斐閣、一九八九年)七〇ページ以下を参照。
- (2) 諸田實「スペインの大航海の資金調達」(『商経論叢』二八一—三)一〇八、一一九ページ。
- (3) J・H・エリオット、藤田一成訳『スペイン帝国の興亡』岩波書店、一九八二年)二二—二二ページ。
- (4) Hermann Kellenbenz, Die Konkurrenten der Fugger als Bankiers der spanischen Krone, in: *Zeitschrift für Unternehmensgeschichte*, 24, 1979, なお、カランデの研究は Ramón Carrande, *Carlos V y sus banqueros*, 3 tomos, I tomo, 1943, II tomo, 1949, III tomo, 1967, である。
- (5) F・ブローデル、浜名優美訳『地中海』II (藤原書店、一九九二年)二四八ページ。

一 王室財政の膨張と公信用

1 王室財政の膨張の原因 一六世紀は公信用の歴史上画期的な時代であったといわれている。封建的権力者の家計において、とりわけ強力な中央集権の確立と勢力の拡大をめざした王国の王室財政において、収入をは

るかに上回るほどに貨幣支出が急増したために、どの王室の財政状態も極度に逼迫して、巨額の借入、すなわち公信用に依存せざるを得なくなったからである。王室財政が破綻して、累積した債務の支払停止、いわゆる「国家破産」(Staatsbankerot)に追いこまれた頻度からみて、ハプスブルク家のスペイン(カステイリヤ)王室の財政が最悪の状態であったと思われるが、ハプスブルク家と覇権を争ったフランス王室の財政も窮迫していた。

それでは、一六世紀に王室の貨幣支出が急増して財政状態を悪化させた、その原因は何であったのか。ヨーロッパ経済史上一六世紀が「価格革命」(price revolution)と呼ばれる持続的な物価上昇の時代であったことはよく知られている。大づかみにみて、一六世紀の二〇、三〇年代から約一〇〇年間に穀物価格は七―八倍、工業製品の価格は約三倍、日雇の労賃は約二倍上昇したといわれているが、このような持続的な物価の上昇、つまり貨幣価値の持続的な下落が君主の貨幣支出の増加に影響していたことはいうまでもない。しかし、物価の上昇が一七世紀に入って鈍化し、その後は横這いもしくはやや下落の傾向に転じたのに対して、君主の貨幣支出の増加傾向は物価が安定したのちも衰えなかった。また、物価が上昇を続けていた一六世紀についても、たとえば一六世紀のスペインでは一般的な物価はおよそ五倍高騰したのに対して国家支出は一五二〇―一六〇〇年間に九倍も増加したといわれるように、君主の貨幣支出の増加は物価の上昇をはるかに上回っていた。

また、中央集権化をめざした君主は、かつての封建的支配のような封臣の人的奉仕に代えて、広い領域を支配するための行政機構、つまり家産官僚制の整備に努めたので、そうした官僚群に対する俸給の支払も君主の貨幣支出を増大させたといわれている。さらに、君主によって進められた王宮の造営やその内部を飾る美術工芸品の収集、たび重なる宴会などに費やされた奢侈的な支出も君主の財政を圧迫したことは言うまでもない。

しかし、絶対主義国家の君主による家産官僚制の整備にしる宮廷の奢侈にしる、それが絶頂に達したのは、ゾンバルトも指摘しているように、一七、一八世紀のブルボン朝治下のフランスにおいてであり、統一国家の内実を欠いた一六世紀のスペイン（カスティーリヤ）では、「人口の二ないし三パーセントがカスティーリヤの土地の九七パーセントを所有し、この九七パーセントの土地の半分以上が一握りの名門の家柄のものであった」といわれるように、大土地所有貴族の勢力が強大であったから、宮殿にペンとインキがひとつもない、と伝えられている「古い型の支配者」（カルロス一世）の下で官僚群に対する俸給の支払や君主の奢侈を貨幣支出の急増の最大の原因と考えることは無理であろう。⁽⁴⁾

一六世紀にスペイン（カスティーリヤ）をはじめ多くの王国において、君主の財政を圧迫した貨幣支出急増の最大の原因は、疑いもなく戦費の激増であった。一六世紀の戦争はそれ以前と較べるとより大規模でより長期的になった。P・ケネディによれば、一五〇〇年以前の戦争は「イタリアの都市国家同士の衝突」とか「イギリスとフランスの王家の争い」とか「ドイツ騎士団とリトアニアやポーランドの戦い」のように「地域的な戦い」であったのに、一六世紀に入ると宗教改革の開始や王家の連合の形成の結果、「ヨーロッパの伝統的な地域紛争を包み込み、あるいは押しつぶすかたちで、もっと大規模な覇権争いが始まったのである。」戦争が大規模になったばかりでなく、一六世紀には戦争が長期化した。「トルコとの戦いは何十年もつづいた」し、ネーデルランドの叛乱は短い中断はあったにせよ八〇年にわたっている。「大規模な戦争行為の起らなかった年は一六世紀には二五年、一七世紀には二一年しかなかった」とエーレンベルクは述べている。⁽⁶⁾

大規模化と長期化に加えて傭兵隊の登場と「兵器革命」の結果、戦争のあり方そのものが一変して、これまでよりずっと費用がかかるようになった点も見逃すことができない。封建的騎士に代って傭兵制度が発達する

と、戦争は次第に職業的な私的企業家「コンドチエリ」(Condottieri、傭兵隊長)の請負仕事になっていく。高給を払う隊長の下には勇猛な傭兵が集まったから、強い傭兵を集めるために君主は戦争経験の豊富な有能な傭兵隊長と破格の高給で契約を結ばなければならなかった。⁽⁷⁾「兵器革命」は火炮と重装歩兵の大軍の登場で、火炮の優劣と兵力の規模が戦闘の勝敗を決する要因になった。⁽⁸⁾「レーエン制」によって生業(Lebensberuf)となった軍役奉仕は一三、一四世紀に傭兵制度によって手工業になったが、遂に一四、一五世紀には銃砲(の登場)によって鍊達の指導と巨額の資本を必要とする大工業になった。⁽⁹⁾

これらの事情が重なって、一六世紀には君主の財政において戦費の支出は膨張する一方であった。シヨイエール博士は一五三二年に平均的な規模の兵力の装備に要する費用を、六か月分の傭兵の給料を含め、糧秣、^ま輜重その他の僅かな費用を省いて五六万グルデン(四〇万ドゥカード)と計算している。カルロス一世(カール五世)は一五五二年のメッツの戦いだけで二五〇万ドゥカード(三、〇万グルデン)を費したが、これは当時新大陸から入る皇帝(スペイン国王)の通常の収入の一〇倍に当たったという。低地地方の叛乱(オランダ独立戦争)を鎮圧するためにスペイン王室が費した金額は平均して年間二〇〇万―三〇〇万ゴールドクローネに達したが、これは商業隆盛期のオランダ共和国政府の年間収入をはるかに上回る額である。この結果、一五七四年にカステイリーヤ(スペイン)の予算のおよそ七〇%が戦争と防衛のための支出であった。⁽¹⁰⁾ まさしく当時のフィレンツェで言われたように、「金銭は戦争の神経」(Pecunia nervus belli.)⁽¹¹⁾であった。

しかも戦費のための貨幣需要は、通常の歳出と違って時と場所を問わず突発的に生じ、即刻(相手より早く)必要であり、全額を現金で用意せねばならず、戦場が遠隔地の場合には外国への送金が必要であった。そのため一六世紀には各国の君主は戦費を賄うために借入に頼らざるをえず、また、国際的取引網をもつ銀行家に

外国への送金を依頼しなければならなかった。一六世紀に王室財政が膨張を続け、公信用や国際的な金融取引が拡張したのは、このようにとりわけ膨大な戦費の調達が必要と関連していたのである。

- (1) スペイン王室は一五五七年、一五七五年、一五九六年、一六〇七年、一六二七年、一六四七年、一六五三年に支払停止の緊急措置をとっている。
- (2) Geoffrey Parker, *The Emergence of Modern Finance in Europe 1500—1730*, in: *The Fontana Economic History of Europe*, vol. 2, p. 561.
- (3) W・ゾンバルト、金森誠也訳『恋愛と贅沢と資本主義』（論創社、一九八七年）
- (4) エリオット、藤田訳、前掲書、一一七、一八六ページ。
- (5) P・ケネディ、鈴木主税訳『大國の興亡』上巻（草思社、一九八八年）六五、七〇—七二ページ。
- (6) R. Ehrenberg, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 13. ちなみに、ポラニーは一九世紀、すなわち「平和の一〇〇年（一八一五—一九一四年）」と比較して、一七、一八世紀には「一世紀平均六〇ないし七〇年の大戦争があることがわかる」と述べている。K・ポラニー、吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳『大転換』（東洋経済新報社、一九七五年）六六ページ。
- (7) 傭兵隊長にはドイツ人やスペイン人が多かったが、傭兵制度が発達したのは貨幣経済が発達したイタリアであった、とエーレンベルクは述べている。ルネサンス時代のイタリアは、エーレンベルクによれば「資本家的戦争請負人の古典的な国」であった。給料の支払が滞ったために傭兵が悪業を働いた例として史上有名なものは、一五二七年の「ローマの略奪」(il sacco di Roma)と一五六七年の「アントウェルペンの略奪」(die Plünderung Antwerpens) である。R. Ehrenberg, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 11f.
- (8) 「兵器革命」については、ケネディ、鈴木訳、前掲書、八四ページ以下を参照。それによれば、一五二九年以前には三万人以上を投入した国はないのに、皇帝カール五世（スペイン王カルロス一世）は一五三六、三七年には六万人、一五五二年には全戦線で一五万人の兵を動かしたという。
- (9) R. Ehrenberg, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 11.
- (10) 以上の事実については、R. Ehrenberg, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 13, ケネディ、鈴木訳、前掲書、八六ページ、G. Parker, *op.*

cit., p. 561. を参照。「一五三六年、一五四二年、一五四七年、一五五二年は、カルロスにとって借入金が増加して債務過重に陥る道程の階段を意味した」とエーレンベルクは述べているが、フランスとの戦争再開、フランス王がカルロスに宣戦布告、シユマルカルデン戦争のミユールベルクの戦い、メッツの攻防と、いずれも戦争と結びついている。一五五二年はアメリカ新大陸の銀がスペインから大量に流出し始めた年でもあった。R. Ehrenberg, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 149.

(11) 「金銭は金銭を生むことができない」(“*Pecunia pecuniam non parere potest.*”) という中世カトリック教会の徴利禁止の教説が、ルネサンス時代のイタリアでは「金銭は戦争の神経」(“*Pecunia nervus belli.*”) という現実押し流されて空洞化した、というのがエーレンベルクの見解である。なお、金銭と戦争の関係について、マキャヴェリ(一四六九—一五二九)は貨幣の力で強い傭兵を獲得するのでなく、戦争によって貨幣を手に入れる、と述べ、これに対してグイッチャルディーニ(一四八三—一五四〇)は傭兵によって貨幣を見つかるより貨幣によって傭兵を見つかる方がずっとたやすい、と述べているが、エーレンベルクは両者を比較して、グイッチャルディーニの方がマキャヴェリよりもこの時代に精通していた、と解説している。R. Ehrenberg, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 7.

2 一六世紀の公信用——短期借入金と長期借入金——

前述したように膨張する一方の戦費を君主はどのようにして調達していたのであろうか。まず考えられるのは君主の収入をふやすこと、すなわち經常収入(王領地と領主的諸権利の収入、通行税と関税)と臨時収入(輸出入関税、消費税と直接税)の増徴で、とりわけ商業都市の貨幣財産は君主の格好の標的であった。しかし、等族(聖職者、貴族)の勢力が強い所では増税は等族議会の同意を得ることができなかつたし、そもそも財政負担力は各領国の経済状態に依存していた。したがって、さまざまに試みにもかかわらず、經常収入と臨時収入の増徴だけでは君主の貨幣需要を満足させることは到底できなかった。こうして君主はすでに中世後期以来行なわれていた公信用(都市や国王による短期、長期の借入)に頼らざるをえなかつたのである。⁽¹⁾

中世以来行なわれていた公信用のうち、最も一般的な短期の借入（流動公債、schwebende Schuld, short-term borrowing）は徴税請負（Steuerpacht, tax-farming）と租税譲渡（Steuerveräußerung, tax-assignment）であった。どちらも近世初期のヨーロッパで大抵の君主が行なっており、一九世紀まで存続していた地域もある。前者は、商人や銀行家が君主への貸付と引換えに、特定の地域の徴税とか特定の関税や通行税の徴收のように、特定の租税の徴収と納付を一定期間請負うもので、余分に徴収すればその差額は請負人の儲けになり、徴収額が不足すれば彼の損失になった。後者は、債権者（商人や銀行家）に対して君主に貸付けた金額が返済されるまで貸付額の元利分に相当する特定の租税の徴収権が譲渡されるか、もしくは君主が徴収した中からその税額分の貨幣を受取る、というものである。一六世紀に盛んに行なわれたスペインのアシエント（asiento, 商人や銀行家が一定の金額を貸付け、それに対して国王が返済に当てる収入や利率、返済の期日や場所などを約束する貸付契約。フランスの“parti”）は、「特定の収入の将来のあがりによって支払う」ことを約束した点からみて、租税譲渡と言えるであろう。⁽²⁾ 一五五六年七月にフェリペ二世が王位についた時、スペイン（カステイリヤ）における国王の収入は五年先の一五六一年分まですべて「譲渡」されていた、というのは周知の事実である。本稿の三で述べるスペイン王室の借入の大部分はアシエントを締結して行なわれたものであろう。

スペインのハプスブルク家と並んで短期の借入に依存していたのはフランス王室の財政で、一六世紀半ばのリヨンの繁栄は、南北間商業のための大市の開催地であったことと並んで、とりわけフランス王室に短期資金を貸付ける金融市場であったからである。リヨンの大市は、フィレンツェ商人の影響の強かったジュネーブの大市に対抗して、一四六三年にフランス王ルイ一世によって開設されたという成立の経緯からみても、フランスで最初に商事裁判権を獲得したという事実からみても、フランス王室と密接に関連していたことが明らか

である。⁽³⁾一五三〇年代以降、短期の公信用取引においてリオンはアントウェルペンと並ぶ「世界取引所」の地位に立った。一五四七年にフランソワ一世が没した時、リオン市場におけるフランス王室の短期債務は六八六万リーヴル・トゥルノワ（計算貨幣）であった。⁽⁴⁾

ファン・デル・ヴェーは短期の借入を「強制借入」(compulsory loan, Zwangsanleihe)と「自発的借入」(voluntary short-term loan, freiwillige Anleihe)に区別し、後者の中には債務者(君主や代理の役人)が支払(返済)を約束した書状を作成して債権者に渡した事例もあり、しかも貨幣を貸付けた金融業者が手元にあるこの書状を第三者に譲渡した事例もあった、と述べている。こうした事例が発生すると、支払を約束した書状の中には第三者である持参人(Bearer)に対する支払が円滑に行なわれるように債権者の名前を記さずに無記名で(Bi blank)作成されるものも登場する。こうして支払を約束した書状(writings obligatory)は無記名証券になる。

一六世紀のアントウェルペンの取引所で君主や都市が発行した短期の無記名の政府証券が盛んに取引されていたことはよく知られているが、ここではポルトガル国王、イギリス国王、ブリュッセルのネーデルラント政府、アントウェルペン市などが発行した短期証券が取引され、フッガー家が保有した証券は一五四六年までに総額で一・一八万八、〇〇〇リーヴル・アルトワ(約一八万七、三〇〇フランドル・ポンド・グロート)に達していた(利率は一・一三・五%)⁽⁵⁾。

一方、長期の借入(確定公債, fundierte Schuld, long-term borrowing)の先駆とみられるのは、一三世紀頃から広がる都市の年金(定期金, Rente, annuity)制度である。イタリアの都市国家のように独立した商業都市の場合には、君主の場合と同じように、自由と特権を守るために築城や傭兵の募集に多額の出費を必要としていたし、また、外国勢力に占領された場合には賠償金を支払わねばならなかったのである。「信用は自由のための闘いに

において都市の最も強力な武器であった。⁽⁶⁾ こうした都市財政の必要から生まれたのが、投資家(有産市民)が市当局にまとまった金額を支払い(貸付け)、それと引代えに市の特定の収入から一定期間合意された利率で年々の支払(年金)を受けとる、という年金制度であった。年金制度が発達するにつれて、都市当局が営利事業として年金を扱う銀行業を始めた場合も少くない。年金が教皇庁から高利でなく売買であるとして認められていたことも、この傾向に拍車をかけた。⁽⁷⁾

こうして、都市の年金制度はいつのまにか財政的必要という当初の目的を離れて営利事業になった。中世末期に多くの都市で「貨幣調達の最も一般的な手段」となった「定期金売買」(Rentenkauf u. -verkauf)はこの年金制度(長期借入)であった。ネーデルランドとドイツでは「レント」(Rente)、フランスでは「ラント」(rentes)、イタリアでは「モンチ」(monti)、スペインでは「センソ」(censos)と呼ばれ、「君主の場合の前払」(Antizipation [短期借入のこと])のように、都市の場合には定期金売買が借入の通常の方法であった。⁽⁸⁾

やがて君主も都市にならって年金制度を導入した。低地地方の多くの公国では一四世紀に、フランスとスペイン(カステイリヤ)では一五世紀に年金制度(定期金売買)が始まった。一五世紀末にカトリック両王(イサベルとフェルナンド)によって大量に発行(売却)され、一六世紀に入るとカルロス一世治下に膨張の一途をたどったスペイン(カステイリヤ)の「フーロ」(furo)は中央政府が発行した年金証書(公債)のことである。一五四〇年代の前半には通常収入の六五%がこの年金の支払(公債の償還)に当てられ、一五五六年にはその元本は六〇〇万ドゥカードに達したという。⁽⁹⁾ そうして、都市や君主が発行したこのような年金証書(確定公債)も早くから譲渡可能な証券(金融商品)となって流通していた。短期の政府証券の所持者(スペインの場合「アシエント」を結んだ者 asentistas)とその取引が主として商人・銀行家や役人の間に限られていたのに対して、長期の年金証

書（公債）の所持者（スペインの場合「フーロ」所持者）とその取引ははるかに広い範囲にわたっていた。

(1) エーレンベルクは戦費調達のために君主がとった手段として、戦勝の際の財宝の収集、国内の金山・銀山の開発、都市（市民）の財産への課税、铸貨の改悪（貨幣の品質低下）、官職販売、王領地の譲渡、などをあげている。A. a. O., Bd. 1, S. 15f.

(2) G. Parker, *op. cit.*, p. 563. パーカーは、スペインのアシエントは利率を特に記していなかったと言われていることが多いが、これは正確ではなく、フェリペ二世が結んだ大抵のアシエントは貸付の利率を定めていた（通常は七―八％で、一五七〇年代には一二、一四、一六％に上昇した）、と述べている。このことが、アシエントは高利だから無効だという理由で国王が支払（返済）を拒否する口実にもなっていた。

(3) 一四七〇年にジュネーブ市が大市再興への支援をサヴォア大公に願い出た時、次の点を強調した。「大公が一〇万グルデンか二〇万グルデン（の貨幣）を必要とした時に、もしジュネーブで大市が開かれていれば三日か四日のうちにらくに調達できます。しかし現在では、こうした場合に大公は大きな苦勞と危険を冒してリヨンに目を向けねばなりません。」一方、一四八〇年にリヨンの四回の大市のうち二回の大市が一時的にブルジュに移された時、リオン市も次の理由を強調して二回の大市の再開許可をフランス国王に願い出た。「国王が多額の貨幣を必要とした時、国王はその貨幣をリヨンの大市においてらくに調達できるではありません。」R. Ehrenberg, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 71. なお、ファン・デル・ヴェーによれば、ルイ一世がジュネーブの大市をリヨンに移したのは一四六二年であり、リヨンの大市は一四八四年から一四九四年までブルジュとトロアに移されていた。H. Van Der Wee, *Monetary, Credit and Banking System*, in: *Cambridge Economic History of Europe*, vol. 5, p. 318.

(4) H. Van Der Wee, *op. cit.*, p. 364—366. フランス国王が短期の借入をするためにリヨンの大市（「支払の大市」「為替手形取引の大市」「foires de change」）を利用していたことは、一五三八年にリヨンで結婚せずに土地を取得した外国人、特にフィレンツェとルッカの人々にさえも免税の特権を与えたことや、一五五〇年に「リヨンの大市で締結されている多額の貨幣取引から国王が毎日獲得する利益のために」大市の特権を拡大したことからも明らかである。R. Ehrenberg, *a. a. O.*, Bd. 2, S. 71. しかし、フランス王室の支払停止をきっかけに一五五〇年代末から「支払停止の洪水」が起って、リヨンの大市の金融的優位は失なわれる。

- (5) アントウェルペンの取引所で国際的銀行家によって盛んに売買されていた短期の政府証券は、ネーデルランド政府もしくは政府高官の委任状、州政府や都市の証書、徴税官の保証書 (*Rentmeesterbrieven*)、大商人の貸付に対する政府の保証書やポルトガル国王の証書、であった。一六世紀にはスペイン (カステイリヤ) の大市メディナ・デル・カンポとアントウェルペンとの間の「商業的枢軸」(イベリア・北ヨーロッパ間商業の拡大) とアントウェルペンの取引所におけるスペイン王室の借期借入の増大とが並行して進んだ。H. Van Der Wee, *op. cit.*, p. 370.
- (6) R. Ehrenberg, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 36.
- (7) 一六一七年に G. オプレヒトは記している。「今日では若干の都市は多額の貨幣を5%で受け入れて、ふたたび8%で貸出しつゝ」R. Ehrenberg, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 37.
- (8) R. Ehrenberg, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 38. シェノヴァをはじめイタリアの都市国家では、徴税請負人と国債所有者の団体の「持分」(ロカあるいはロクス、*loca or locus*) が記録されて相続、譲渡され、支払手段として用いられていた。コンペラの国債は財産額に応じて強制的に応募額を割当てる強制国債であったが、持分 (元本) とその利子の支払に当てる収入源 (主として消費税) はしだいに貴族や商人の手に集中した。一四世紀に強制国債 (短期の流動公債) が国債 (長期の確定公債) に「整理」(*consolidation*) されるたびに国債所有者の団体であるコンペラも整理、合併され、一四〇七年にあの有名な「サン・ジョルジオ」(*Compera regiminis Sancti Georgii*) 「カサ・ディ・サン・ジョルジオ」*Casa di S. Giorgio*) が成立した。「サン・ジョルジオ」は、(一)、租税収入の管理 (一四八九年に直接税を全廃)、(二)、植民地支配 (一四四七—一五六二年)、(三)、銀行業 (振替、為替、地金銀取引、高利貸付。一四〇八—一四四四年、中断のち一五八六年に再開) を行なって、「国家の中の国家」という存在になった。大塚久雄「株式会社発生史論」『著作集』岩波書店、第一巻) 後編、第二章を参照。
- (9) J. H. エリオット、藤田一成訳、前掲書、二二九ページ、G. Parker, *op. cit.*, p. 568. スペインでは中央政府が発行した年金 (公債) は「フーロ」、それ以外の年金 (公債) は「センソ」と呼ばれていたが、両者の間にはそれ以外に実質的な違いはなかった。

二 カルロス一世（カール五世）治下のスペイン王室の収入

一五二六年にフェルナンドが死亡したあと、「まったく思いもよらず」王位継承権を得てスペイン（カステイリヤ）国王に就いたのはハプスブルク家のブルゴーニュ公カルロスであった。カルロスは「外国人の大臣とともに」「二〇〇人の侍女と侍従」をつれて一五二七年秋にお国入りしたが、国内が騒然となった一五二〇年五月にはスペインを離れ、コムネーロス（都市住民）やヘルマニア（兄弟団）の叛乱が鎮圧されたのち、一五二二年に「今度は用心のために四〇〇〇人のドイツ人兵士を引きつれて」スペインへ戻った。このあと国璽尚書ガッティナローラを登用して官僚制の整備をすすめ、財務会議を新設（一五三三年）するなど財政組織の手直しに着手した。⁽¹⁾

だがこの時にはカルロスはすでに神聖ローマ帝国皇帝に選ばれていた（一五二九年、カール五世）ので、治世の全期間を通じてスペイン王国の統治だけでなく、むしろそれ以上に帝国の問題——一五二〇年代のフランスとの抗争、一五三〇年代のオスマン・トルコとの戦争、一五四〇、五〇年代のドイツの宗教戦争など——に悩まされ、そのことがスペインの財政にとって重い負担となった。当時のスペインの財政機構は極めて複雑で不明な部分も多いが、以下ではケレンベンツとエリオットに依拠して、カルロス治下のスペイン王室の収入について概略を説明してみよう。⁽²⁾

カルロスはブルゴーニュ公フィリップ（皇帝マクシミリアンと皇妃マリアの息子）とスペイン王女ファナ（アラゴン国王フェルナンドとカステイリヤ国王イサベルの娘）との間に一五〇〇年にネーデルランドのガン（ヘント）で生まれ、一五一五年にブルゴーニュ公に就いた。そのためにカルロスの領土は、父方の祖父マクシミリアンから

受け継いだオーストリアの家領、父方の祖母マリアから受け継いだブルゴーニュ公国（ネーデルランドを含む）、母方の祖父フェルナンドから受け継いだアラゴン連合王国（アラゴンの他イタリアのナポリ王国、サルディニア王国、シチリア王国、一五三五年以後ミラノ公国）、母方の祖母イサベルから受け継いだカステイリヤ王国という四つの遺産から成り立っており、東はウィーンから西はマドリッドへ、北はアントウェルペンから南はナポリへかけて、ヨーロッパの全域に分散していた。このほかにコロンブスの大航海以来アメリカの新領土が加わっている。ヨーロッパの領土の中では治世の前半にはネーデルランドとイタリアが王室財政を支えていたが、後半にはカルロスの帝国膨張政策が必要とする財政負担の重荷はしだいにカステイリヤにかかるようになった。

(一) イタリアからの収入 シチリア王国からは一五世紀以来五万スクーデー（約四万七、六二〇ドゥカード）の贈与金（Donativo）が上納されており、このほかに穀物輸出からの関税収入があった。ナポリ王国からは直接税と贈与金を合計して、一五三五―五二年間に年平均約二九万ドゥカードの収入があった。⁽³⁾ サルディニア王国からの収入は小さい。ミラノ公国からの収入は一五三五年頃に税収が年四〇万―五〇万スクーデー（約三八万―四七万六〇〇ドゥカード）、贈与金が年約三〇万ドゥカード、そのほかに塩の独占からの収入があった。

(二) ネーデルランドからの収入 カルロスのネーデルランド滞在中とその威信の衰えた晩年を除いて、順調な年には年三五〇万ドゥカード（の租税）と贈与金五〇万ドゥカードの収入があった。経済的にも財政的にもここはスペイン王国の真珠であり、叛乱の鎮圧に全力を傾注した理由がよくわかる。ブルゴーニュ自由伯領（とルクセンブルク侯領）からの収入はこれにくらべると小さかった。

(三) ハプスブルク家の家領からの収入 「ローマ戴冠旅行費」（Römermonate）と「対トルコ防衛費」（Türke-

steuergeld) の収入があったが、正確な金額は不明である⁽⁴⁾。

(四) アラゴンからの収入 アラゴンでは等族議會^{コルテス}の力が強かったので王室の収入は少なく、その額はモンソンで開かれた議會で承認された二〇万ドゥカードのセルビシオ (servicio, 特別上納金) であつた⁽⁵⁾。カタロニアとヴァレンシアの負担はもっと少ない。

(五) カステイリヤからの収入 等族議會^{コルテス}は大都市の一つで数年おきに開かれ、ここで国王へ上納するセルビシオ (特別上納金) が承認された。セルビシオは治世の初期には年五、〇〇〇万—七、九〇〇万マラベディ (約一三万—二万ドゥカード) であつたが、末期には一億五、〇〇〇万マラベディ (約四〇万ドゥカード) ほどに増加した。それは、次に述べるように、アルカバラ (売上税) とテルシアス (王室三分の一税) が一括納入制になって減少したその穴を埋めるためであつた。セルビシオは一種の人頭税で、聖職者と郷土^{イタルゴ}は免除されていた。

セルビシオ以外の議會の管轄外にある通常の収入の中ではアルカバラ (Alcabara, 売上税) とテルシアス (Ter-cias, 王室三分の一税) が最も多く——一六世紀初めに八〇—九〇%——、そのほかの収入は各種の関税・通行税であつた。

アルカバラ (売上税) はすでに一五世紀から王室によって徴収されており、あらゆる商品の販売に際して売上げの一割——一〇〇マラベディにつき一〇マラベディ——を、特権身分も含めてすべての階層から徴収した。一四九五年に一括納税制 (Encabezamiento) が導入された。これは、都市が一括して一定の金額を納め、徴収を請負人に請負わせるもので、最初は二、三の都市で実施され、しだいに広く行なわれるようになった。治世の初期 (二五二—二八年) には年一億九、〇〇〇万マラベディ (約五〇万—、〇〇〇ドゥカード) を越え、一五三四年には現物を除いて三億一〇五〇万マラベディ (約八〇万—、八〇〇ドゥカード) を越えていた。テルシアス (王

室三分の一税)は教会の収入である十分の一税の $\frac{1}{3}$ に当るもので、一四九四年に教皇の勅書によってカスティールヤ国王の収入と認められた。一五三六年にアルカバラとテルシアスの合計について一括納税制が導入され、その合計額は一五五三年に約三億三、三〇〇万マラベディ(約八八万八、〇〇〇ドゥカード)であった。

王室の収入になる関税、通行税、賃賃料には次のようなものがあつた。

- i 関税 国内関税 (Puertos secos) は治世初めの一五二〇年代に三、一〇〇万マラベディ(約八万二、七〇〇ドゥカード)、治世末期の一五五〇年代に二、八〇〇万マラベディ(約七万四、六〇〇ドゥカード)を僅かに越える程度であつた。海上の関税は一五六六年に三、七五〇万マラベディ(一〇万ドゥカード)で、北部と北西部の沿岸で徴収されていた。南部にはイスラム支配の時代から多くのアルモハリファスゴ (Almojarifazgo) があつたが、そのうち最も重要なものはセビーリヤの関税 (Almojarifazgo Mayor) で、北部カスティールヤからと外国からの輸入に5%課税されていた。一部は請負に出され一部は一括納税制をとり、一五二〇年代に一、七〇〇万—一、八〇〇万マラベディ(約四万五、三〇〇—四万八、〇〇〇ドゥカード)、一五五〇年代に三、八〇〇万マラベディ(約一〇万—、〇〇〇ドゥカード)を越えていた。一五四三年にカルロスはインディアス関税 (Almojarifazgo Mayor de las Indias) を導入した。賃借料は一、六〇〇万マラベディ、一五五四年に一、五八七万マラベディ(約六万九、〇〇〇ドゥカード)であつた。そのほか都市での油の販売に課税されたタサ (Tasa) など小額の収入がある。
- ii 羊群の通行税 牧羊業者の組織であるメスタの構成員から徴収されたセルビシオ・デ・ガナドス (Servicio de Ganados) と、外部の畜群が通過する際に村落が徴収したモンタズゴ (Montazgo) があつたが、王室への貢納金として一つにまとめられた。カルロスの時代に七〇〇万マラベディ(約一万八、七〇〇ドゥカード)から一、五〇〇万マラベディ(約四万ドゥカード)ほどに増加している。

iii 鋳工業権の賃貸料 旧グラナダ王国のグラナダ、マラガ、アルメリアの絹織物生産に対する課税が請負いに出され、治世初期の九〇〇万マラベディ(二万四、〇〇〇ドゥカード)から二、五九〇万マラベディ(約六万九、〇〇〇ドゥカード)ほどに増加した。アティエンサ、グラナダ、エスパルティナスの塩坑、マサロンとカルタヘナの明礬^{みょうばん}の賃貸料は、前者が一、四〇〇万マラベディ(約三万七、〇〇〇ドゥカード)、後者が二〇〇万マラベディ(約五、三〇〇ドゥカード)ほどであった。

教会からの収入としてはマエストラスゴ、クルサーダ、スプンディオがあった。

i マエストラスゴ (Maestrazgo, 騎士修道会領) スペインには三つの騎士修道会(サンティアゴ、カラトラファ、アルカンタラ)があつて、その領地はタホ川流域と中央山系の南を中心に半島の全域に分散していた。騎士修道会は国土回復運動^{レコンキスタ}で大きな役割を演じたが、一四九二年にグラナダが陥落してこの運動が完成する頃からその領地を国王の管理下に移す(国有化)動きがいつきに進んだ。その結果、各修道会総長の死をきっかけにカラトラファ修道会の領地は一四八七年に、サンティアゴ修道会の領地は一四九九年に、アルカンタラ修道会の領地は一五〇四年にカトリック両王の管理下に移され、両王の死後一五一六年に枢機卿ハドリアヌスの働きかけによってカルロスが三つの修道会の管理者に選ばれた。⁽⁶⁾ マエストラスゴは騎士修道会の所有権と裁判権の妥当する領域のことであるが、そこからあがる地代(用益権の賃貸料を含む)のうち総長の所有に帰属する分(Mesa maestral)が国王の収入に移管したわけで、あの修道院領の没収(国有化)にも匹敵する措置である。国王が取得したマエストラスゴの地代はアシエント(借入契約)を結ぶ際の収入源になった。⁽⁷⁾ グチエレスの評価によれば、マエストラスゴからあがる年々の収入は初期の一三万三、〇〇〇ドゥカードから一五五〇年代には一七万六、〇〇〇ドゥカードに達したという。

ii クルサーダ (Cruzada, 十字軍税) 本来は教皇の十字軍勅書にもとづいて徴収された臨時の戦費であったが、グラナダの陥落以後は教会に帰属する一部分を除いて王室の収入源になった。王室に貨幣を貸付けた銀行家に請負に出され、一五三〇—三三年の間は南ドイツのフッガーとヴェルザーが請負っていた。収入は一五二二—二五年に四五万ドゥカード、一五三〇—三三年に六五万ドゥカード、一五三五—三七年に四二万ドゥカード、一五五一—五四年に六五万ドゥカードで、年一五万ドゥカードほどになる。

iii スブシディオ (Subsidio) 一五一九年から教皇の承認にもとづいて教会領から徴収された臨時の地代である。一五一九年はカルロスが南ドイツやイタリアの銀行家から多額の選挙資金を借入れて皇帝に選ばれた年であったから、これはその返済に当てるために認可されたものである。後述するジェノヴァの有力な銀行家の一族のエステバン・チェントリオーネとジアン・バチスタ・デ・グリマルディが請負い、二、二〇〇万マラベディ(約五万八、七〇〇ドゥカード)余の収入があった。一五二三年に対トルコ防衛のためのスブシディオが、一五三二年に南ドイツのフッガーとヴェルザーから多額の借入をした時にはその返済のためにスブシディオが認可され、一五三六(一五三五?)年にはチュニス遠征の艦隊の艦装のために二五万ドゥカードのスブシディオが認可されている。

インディアスからの収入 コロンブスの大航海以来、王室が取得することになったのは、アメリカの鉱山から産出された貴金属の $\frac{1}{5}$ 、溶鉱・試金などの手数料として $\frac{1}{10}$ 、インディオが支払う平均一八—二四レアルの貢納、関税(輸入七・五%、一五四三年以降五%、輸出一・五%)、真珠五分の一税などであった。正確な金額はわからないが、ケレンベントは一五五七年頃(フェリペ二世の治世の初期)の年収入を約一二〇万ドゥカードと推定している⁽⁸⁾。そのうち銀が四二%、貢納金が三四%、関税が一二%、金はこの頃には三・三%程度であった。

表2. カルロスの治世におけるスペイン王室のカスティーリャからの収入

	初期 (1520 年代)	末期 (1550 年代)
セルビシオ (特別上納金)	ドゥカード 13万~21万	40 万ドゥカード
アルカバラ (売上税)	50.1万	88.8 万
テルシアス (王室三分の一税)		
国内関税	8.27万	7.46 万
海上の関税 (三種類の合計)	4 万	10万+10.1万+6.9万
羊群の通行税	1.87万	4 万
鉱工業権の賃貸料(絹, 塩, 明礬)	2.4万	6.9万+3.7万+0.53万
マエストラスゴ (騎士修道会)	13.3万	17.6 万
クルサーダ (十字軍税)	15万	15 万
スブシディオ		
インディアスからの収入		

持参金など カルロスは一五二六年三月にイサベラ(ポルトガル国王ジョアン三世の妹)と結婚したが、この時の妻の持参金九〇万カスティーリャ金ドブラ、カルロスの息子フェリペが最初の妻マリア(ジョアン三世の娘)

と結婚した時の三〇万ドゥカード、一五三〇年に人質にとっていた二人のフランス王子を釈放した時の身代金一二〇万エスクードなどがあったが、そのうちかなりの部分は弟のフェルディナンドや外国人銀行家の手に渡って国外へ流出した。

ケレンベンツがカランデの研究にもとづいて記しているカルロス治下のスペイン王室の収入は以上のとおりである(表2を参照)。ケレンベンツは王室の財源を列挙し、それぞれについて年間収入を推定しているが、スペインの分について次のように述べている。⁽⁹⁾ 収入は治世の初期に約一〇〇万ドゥカード、一五四〇年代にも一五〇万ドゥカードを越えていないが、これに対して借入は年二〇〇万ドゥカードを越えていた、と。この点についてエリオットは、治世半ばの一五三四年に純収入は約四二万ドゥカード、予定の支出は一〇〇万ドゥカードと推定し、「三七年間にもわたってカルロス五世の通常の年収は、スペイン王として、一年に約一〇〇万ドゥカードであり、一五四二年以後には、一五〇万ドゥカードにのぼったが、彼は三七年間にカスティーリャの持っている

る信用を担保にして、三九〇〇万ドゥカードを借りることができた」と述べている⁽¹⁰⁾。

このようにカルロス治下のスペイン王室の財政は通常の入収入を上回るほどの借入金に依存し、その支払のために新規の借入をするという自転車操業のような危険な様相を示していた。スペイン王室はこの多額の借入金をどこの銀行家から調達していたのであろうか。以下、節を改めて、カルロスの要求に応じて貸付を行っていたスペイン王室の銀行家について、ケレンベンツの論文を紹介しよう。

(1) J・H・エリオット、藤田一成訳、前掲書、一四三、一五四、一五五、一七二ページ。四〇年近い治世期間中カルロスがスペイン(カスティーリヤ)に滞在したのは一六年たらずであり、また、治世期間中に「ドイツへは九度、スペインへは六度、フランスへは四度、アフリカとイギリスへは二度ずつ渡り、また去った。」江村洋、前掲書、三二九ページ。

(2) H. Kellenbenz, *Die Fugger in Spanien und Portugal bis 1560*, Bd. 1, S. 28—36. エリオット、藤田訳、前掲書、二二〇—二三〇ページ。

(3) ヤーコプ・フッガーは一五二四—二五年にティロールと南ドイツの農民叛乱(「ドイツ農民戦争」)を鎮圧するために、一〇万グルデン以上をカルロスに貸付けたが、その支払にはナポリ王国の収入の一部が当てられた。一五二七年のフッガー家の決算書のローマ支店の分には、債務者の中にナポリ副王の名前があがっている。諸田實、前掲書、七四、一四二ページ。

(4) 「ローマ戴冠旅行費」は皇帝が教皇から戴冠をうけるためにローマへ出向く旅費、「対トルコ防衛費」はオスマン・トルコの進出に備えての防衛費、という名目で徴収された臨時税。皇帝が戴冠のために教皇のもとへ出向いたのは一五三〇年カルロスが最後である。ただし、この時にはポローニヤで戴冠が行なわれた。Walter, Schomburg, *Lexikon der deutschen Steuer- und Zollgeschichte. Von den Anfängen bis 1806*, 1992, S. 316f., 380f.

(5) エリオットは「五年ごとに総額にしてわずか五〇万ドゥカードぐらゐ」と記している。前掲書、二二三ページ。

(6) ハドリアヌス枢機卿はカルロスの幼少時代の個人家庭教師アドリアン・フォン・ユトレヒト(当時ルーヴァン司

教)であり、のちの教皇ハドリアヌス六世である。

(7) たとえば、皇帝選挙に際してフッガーから借入れた資金の返済にマエストラスゴの地代収入が当てられた。一五二四年二月に契約が結ばれ、二度の中断(一五五七―一六二二年、一六一五―一六二四年)を含んで、一五二五年から一六三四年まで一〇〇年余にわたって続いた。H. Kellenbenz, *Die Fuggersche Maestrazgopacht 1525—1542. Zur Geschichte der spanischen Ritterorden im 16. Jahrhundert*, 1967.

(8) 前述のようにエリオットは、カルロス治世中は平均して年二〇万―三〇万ドゥカード、フェリペ二世の治世後年には年二〇〇万ドゥカードに達した、と述べている。前掲書、二二一―二二二ページ。

(9) H. Kellenbenz, *Die Fugger in Spanien usw.*, Bd. 1, S. 29.

(10) エリオット、藤田訳、前掲書、二二八―二二九ページ。これに続いて、「王室が絶えずその将来の収入を抵当にしたことにより、通常の財源から年間収入を見積もることは実質的にその意味をまったく失ってしまったが、…」と述べている。二二九ページ。

三 スペイン王室の銀行家

1 南ドイツ人の銀行家 スペイン王室に貸付をしていた南ドイツ人の銀行家の中で、金額の点で断然首位に立っていたのはアウクスブルクのフッガーである。フッガーは、同家を一大同族会社に発展させたヤーコプ二世(「富豪」ヤーコプ)が一五一九年にカルロスに多額の選挙資金を融通してから次のアントーンの代にかけて、スペイン王室に対して四〇年間におよそ一、〇〇〇万ドゥカードにのぼる貸付を行なった。アントーンの没後に作成された一五六三年の決算書では、スペイン王室に対する債権が資産の実に七〇・六%に達している。⁽¹⁾王室への貸付を中心とするフッガーのスペインでの事業の全容については別の機会に紹介することにして、ここではフッガー以外の南ドイツ人の銀行家をあげることにする。

ヴェルザー家(Die Welsler) アウクスブルクのヴェルザー・フェーリン会社の当主バルトロメウス・ヴェル

表3. ヴェルザー家のスペイン王室への貸付

1520年	F. d. アングロの仲介で5万6,859金クローネ 12月末にヴェルザーの債権は5万8,829ドゥカード
1522年	5万グルデンの貸付と旧債権の合計10万3,000ドゥカード
1523年	ヴァリャドリッドで2件のアシエント(1万エスクードと4万ドゥカード)
1524年	アントウェルペンで5万グルデンのアシエント
1527~32年	約28万ドゥカードのアシエント。ほかにフッガー、イタリア人、ブル ゴス人銀行家と共同で158万ドゥカードのアシエント
1536~37年	12万ドゥカード。フッガーと共同で64万7,000ドゥカードと25万 6,000エスクード
1543~51年	約44万2,000ドゥカードと12万グルデンと2万5,000エスクード。 フッガーと共同で10万カルロスグルデンと4万5,000グルデン ニュルンベルクのヴェルザー店
1534年	10万ライングルデン
1550年	5万エスクード
1551年	フッガー、モイティンクと共同で約7万1,000エスクード。 H. アンゲロと共同で11万2,500エスクード。単独で11万2,500エスクード
1553年	5万エスクード。同年末か翌年初めに3万8,862ドゥカード

ザーが同社のサラゴサ支店を通してスペイン王室と
 初めて金融取引を行なったのは一五一九年の皇帝選
 挙の時である。この金融取引の実態は、スペインに
 おける同社の代理人H・エヒンガーとS・シェッ
 ペーリンが総額一四万三、〇〇〇グルデンになる五
 通の為替手形を振り出し、これをフッガーが引受け
 たというもので、恐らく王室の代理人がドイツで
 フッガーから同額の貨幣を受けとったものと思われ
 る。このほかにヴェルザーの代理人は三人のイタリ
 ア商人が振り出した総額一六万五、〇〇〇グルデン
 分の手形を保証した。⁽²⁾
 その後一五二〇年代にヴェルザーは何度もスペ
 イン王室とアシエントを結んで資金を貸付けている
 (表3を参照)。ヴェルザー家では一五一七年にヤーコ
 プ(バルトロメウスの叔父)が独立してニュルンベル
 ク店を開いた。このニュルンベルクのヴェルザー店
 もスペイン王室に何度か貸付けている。
 アムプロジウス・ヘーヒシュテッター(Ambro-

sius Höchstetter) 一五三二年六月英国滞在中のカルロスに南ドイツ人銀行家の代理人がウインザー城内で先の選挙資金の返済を迫った時に、ただ一度だけヘーヒシュテッターの名前が出ている。返済のためのアシエントは一五二六年に結ばれ、その後二年間で支払われた。この間ヘーヒシュテッターはイドゥリアの水銀坑区を独占し、水銀取引でフッガーの手ごわい競争相手であった。カルロスの弟でポエーメン国王になったフェルディナンドに近づき、その後楯でアルマーデンの水銀坑区の獲得を狙ったが、フッガーはL・トゥーヒャーと手を結び、H・エヒンガーの協力も得てヘーヒシュテッターの野望を阻止し、逆に没落に追いこんだ⁽³⁾。

その他の銀行家 セバスチアン・ナイトハルト (Sebastian Neidhart) は一五四六年にアウクスブルクでファイタデイ (後述) と組んで二六万五、〇〇〇ドゥカードのアシエントを結び、翌年八万二、五〇〇ドゥカードを用立てた。彼は一五四〇年代にアントウェルペンとリヨンの間の投機的な貨幣取引を行なった国際的金融業者で、一五五一年にリヨンでフランス王室と共謀したことを示す証拠の手紙が没収されてザイラー、グリメル、ドゥッチが不正の嫌疑でブリュッセルの宮廷によって逮捕された時には辛うじて生きのびたが、まもなく死去した。そのほか、マンリツヒ兄弟、H・パウムガルトナー、L・トゥーヒャー、前記のA・グリメル、W・ハラー、H・ローゼンベルガーがドイツと低地地方で王室銀行家として登場する⁽⁴⁾。

(1) 諸田實、前掲書、一六〇ページ。

(2) ケレンベントは、ヴェルザーが皇帝選挙に際して合計三〇万八、〇〇〇グルデンに関与していたと記しているが、一四万三、〇〇〇グルデンがヴェルザーの貸付、一六万五、〇〇〇グルデンはジェノヴァとフィレンツェの銀行家の貸付である。これについては、R. Ehrenberg, a. a. O. I. S. 107のほか、諸田、前掲書七二ページの「フッガーとヴェルザーが皇帝選挙のために調達した金額の受領通知」(写真)を参照。

(3) A・ヘーヒシュテッターは一四八〇年代に南ドイツの商人の中でいちやくアントウェルペンに支店を開設し、一五〇五年にポルトガルの東インド貿易に四、〇〇〇グルデンを出資している。リスボンとアントウェルペン間の香料取引、ティロールの銀と銅の買占め、水銀投機などを行ない、当時最も憎まれた独占家であった。イギリス国王からハンガリー国王への援助金の送金を引受け、一五二七年には南ドイツ商人として初めてイギリスでの貿易を一〇年間認められた。アントウェルペン駐在の英王室代理人は彼をヴェルザーと並ぶ有力商人と記し（一五二六年九月）、リチャード・グレッツシャム（トーマス・グレッツシャムの父）はウルジー卿に彼を「低地地方で最も富裕な商人の一人で、ブリュッセルの宮廷に対してもドイツにおいても最大の影響力をもつ」人物として推薦している。子孫はイギリスで活躍し、鉱山開発、ドイツ人鉱夫の招聘をヘンリー八世から要請され、エリザベス一世の時代にも鉱山業において影響力をもっていた。R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 1, S. 212f.

(4) マンリッヒ兄弟 (Mathias u. Christoph Manlich) はリヨンとアントウェルペンで活躍し、マルセイユからレヴァントへ自ら所有する船で直接貿易を試みている。トゥーヒャー (Lazarus Tucher) はアントウェルペンで南ドイツ人銀行家の代理人として投機を行なった。破産したヘーヒシュテッターが所有していた同市の地所はトゥーヒャーの手に渡った。パウムガルトナー (Hans Paumgartner) は一四九七年と九九年の南ドイツ商人によるヴェネツィア市場での銅のシンジケートに参加している。ハラー (Wolf Haller) はアントウェルペンにおけるフッガーの代理人であった。

2 ネーデルランド人、イギリス人、ポルトガル人の銀行家 スヘッツ家 (Die Schetz) スヘッツ家はリンブルク出身の金属商であるが、エラスムス・スヘッツは一五二一年に、アーヘン出身でポルトガルの香辛料を扱っていた、アントウェルペンの豪商クラウス・ファン・レヒテルヘンの娘イダと結婚し、岳父の家と事業を引継いだ。一五三二年イギリス国王ヘンリー八世を訪問したカルロスが帰りの船の乗組員と傭兵に対して支払が出来ずに困っていた時、E・スヘッツが一万リーヴルを用立てて皇帝の急場を救った、と言われている。⁽¹⁾ エ

表4. スヘッツ家のスペイン王室への貸付

1550年	ガロ、カンポのグループと6万エスクードのアシエント
1551年	同年8月にアシエントの総額は23万5,295ドゥカードに達した。
1552年	5月に22万1,760ドゥカードのアシエント。12月にフッガーとともに60万ドゥカードのアシエント。さらに弟が2件、合計16万2,583エスクードのアシエント
1553年	弟がメディナ・デル・カンポの大市で10万ドゥカード余のアシエント。さらに8月に22万1,760ドゥカードのアシエント。
1555年	兄弟がブリュッセルで5万ドゥカードのアシエント。

ラスムスとガスパルのスヘッツ父子がスペイン王室に初めて貸付をしたのは一五五〇年のことで、J・L・ガロ、H・L・カンポと協力し、スヘッツの分担は二万エスクードである。このあと一五五五年までガスパルと弟はたてつづけに貸付を行なった⁽²⁾（表4を参照）。

ガスパルはこのほかネーデルランド政府にもたびたび貸付け、英女王メアリとも取引があった。グレッシヤムは、ガスパルは低地地方全部の金融業とアントウェルペン取引所を支配している、と英国政府に報告している。アントウェルペンにおけるスペイン王室の代理人、ネーデルランドの総財務官に任命された。

トーマス・グレッシヤム (Thomas Gresham) フェリペ二世が英女王メアリと再婚してスペインと英国が和解した時、グレッシヤムの名前がフッガーやスヘッツ兄弟その他の銀行家による女王への貸付人の中に登場する。三〇万ドゥカードの返済がスペインで支払われることになり、グレッシヤムは一五五四年六月にスペインへ向かった。一〇万ドゥカードだけ受けとり、残金の取りたてと送金を代理人に依頼している⁽³⁾。

メンデス家 (Die Mendes) 兄のディオゴは一五一二年からアントウェルペンで、弟のフランチェスコはリスボンで営業し、ポルトガル国王の侍医ミゲス博士の娘と結婚した。兄はメディナ・デル・カンポの著名な銀行家ロドリゴ・

デ・ドウエーニヤス(後述)を通してスペインの為替取引にも関与している。弟の息子ジョアン・ミゲスは一五四六年南ドイツのレーゲンスブルクで六万エスクードをカルロスに貸付けている。

(1) R. Ehrenberg, a. a. O. Bd. I, S. 365 f. 岳父のレヒテルヘンは一五〇四年にポルトガル商務官と胡椒取引を始め、リスボンとの間で香辛料の買付けと銀・銅・毛織物・麻織物の売買を行なった。もう一人の娘マリアはフランチェスコ・デ・ヴェール(F. de Valle)と結婚したが、彼は後述するブルゴスの商人デル・ヴァリエ(F. del Valle)と同一人物である。フッガーは一五〇八年にレヒテルヘンの豪邸を買いとって支店に使ったとも言われている。中沢勝三「国際商都アントウェルペンの興隆」(『一橋論叢』七五—二二)、「アントウェルペンの興隆と銅Ⅱ香料交易」(弘前大学『文経論叢』一四—四)。諸田實、前掲書、一五四、一五五ページ。

(2) 一五五二年までのアシエントはすべてブリュッセル、ケルン、アントウェルペンで結ばれ、返済の条件として、新大陸からセビーリヤに到着するはずの貴金属の輸出(スペインからの持出し、「Saca」)が許可された。

(3) トーマス・グレッシャム(一五九一—一七九九年)については、渡辺源次郎『イギリス初期重商主義研究』(未来社、一九五九年)第二「トーマス・グレッシャムの為替論」にくわしい。

3 イタリア人の銀行家⁽¹⁾ マフェオ・デ・タクシス(Mafeo de Taxis) ベルガモの出身で、ミラノのG・ロ

トゥロおよびヴェルザー代理人エヒンガーと一五二八—一三三年の間騎士修道会領の地代徴収を請負った。郵便事業で活躍したあのタクシス家の出身で、商人・銀行家である。一五二三年にヴァリャドリッドで七万三、〇〇〇ドゥカード余の二件のアシエントを結び、一五二七年にはさらに一万ドゥカードを超えるアシエントを結んだ。一五三五年にはエヒンガーほか数人と一二万ドゥカードをこえるアシエントを結んだ。

アフアイタディ家(Die Affaitadi) クレモナの出身で、リスボンから直接東インド貿易に参加しようとした

最初のイタリア商人の一人である。ポルトガル国王から香辛料の取引の許可を得て、アントウエルペン店を開設して香辛料の卸売の独占を図った。一五二五年以来トマンがアントウエルペン店を統括し、息子のジョヴァンニ・カルロ、ジョヴァンニ・バティスト兄弟の時にアントウエルペンに本拠を置く国際的商社になった。スペイン王室との金融取引に参入するのは一五四〇年代で、一五四四年八月と十一月にアントウエルペンでジェノヴァ人、スペイン人、フランドル人と約二七万九、〇〇〇エスクード、四六年七月に単独で九万エスクード、一〇月に前記のスヘッツ、バルバニ、レオン・スピノラと八万エスクード、一二月にアウクスブルクで前記のナイトハルトと二八万九、二六五ドゥカードのアシエントを結んだ。一五五〇年五月に弟のジョヴァンニ・バティストが二万エスクード、五二年二月にはメディナ・デル・カンポで一六万六、〇〇〇ドゥカードのアシエントを結んでいる。最後の大きな取引は一五五五年で、スペインにおける代理人J・カンディアーノとC・ブレヴィアの両名がジェノヴァ人 (Juan Bautista de Vivaldo, Juan Antonio Pinelo) と共同で二年間十字軍税 (クルサーダ) を請負った。

スペイン王室のほかアントウエルペン市、イギリス王室にも貸付け、明礬独占の請負にも参加した。一五七五年の支払停止で打撃を受け、七七年に破産したが、五〇年代のアファイタデイはメデイチ銀行のように持株会社に似た組織をとって、アントウエルペンの親店のほかりスボン、セビーリヤ、ヴァリャドリッド、メディナ・デル・カンポ、さらにローマとロンドンにも子店を出していた。⁽²⁾

ボンヴィジ家とバルバニ家 (Die Bonvisi und Die Balbani) どちらもルッカの出身でアントウエルペンで活躍した商人で、フランス王室との結びつきが強かったためにイベリア半島には大きな支店を開設していない。一五二八年五月にボンヴィジの兄弟 (マルタンとジョヴァンニ) がナポリで他の商人とともに二万ドゥカードのア

シエントを結び、一五五〇年五月にジョヴァンニ・バルバニが他の商人と組んでケルンで六万エスクードのアシエントを結んでいる。⁽³⁾

フィレンツェ人の銀行家 フィレンツェでは一三世紀以来銀行業が発達したが、この町の銀行家の活動領域はレヴァント、イタリア、フランス、低地地方、イギリスに及び、それに対してスペイン王室との結びつきは弱かった。ヴァリャドリッド在住のR・ストロッチ(Raimondo Strozzi)は一五三五年のアシエントに続いて、一五四八年八月にスペイン人オルベア(後述)と組んで四万エスクードを結び、R・アッチャイオリ(Rafael Acholi)はメディナ・デル・カンポの有力な銀行家ドゥエーニャス(後述)と組んで一五五一年にアウクスブルクで一〇万ドゥカードのアシエントを結んだ。アッチャイオリはナポリ副王の財政代理人をつとめたこともある。J・カルドゥッチョ(Juan Carducho)は前述したアファイタデイのスペインにおける代理人とともに一五五〇年に五万ドゥカード、五一年に四万一、六一八エスクードのアシエントを結び、一五五二年にはメディナ・デル・カンポで一六万六、〇〇〇ドゥカードのアシエントを結んでいる。リスボンで活動していたN・ジラルデイ(Nicola Giraldi)は前記のG・B・アファイタデイと組んで、一五五六年一月にヴァリャドリッドでスペイン王室と四万六、五〇〇エスクードのアシエントを結んだ。⁽⁴⁾

ジェノヴァ人の銀行家 スペイン王室の銀行家として登場するイタリア人の中ではジェノヴァ人の役割がずばぬけて大きかった。彼らは地中海貿易によってレヴァント地方に植民地を作ったが、その一方、スペイン、低地地方、イギリス、アフリカとの交易も行っていた。海上保険や振替銀行が早くから発達していたが、商品取引に必要な限りで営なみ、投機的な貸付には進まなかった。イベリア半島では一五世紀以来南部のアンダルシア地方と東部の地中海沿岸の港に、内陸部では特にトレドとグラナダに定住し、前稿で述べたように、

ジェノヴァ人の資金力はカナリア諸島の占拠やカステイリーヤ（スペイン）の大航海の船隊艦装で重要な役割を演じた。セビーリヤではジュアン・フランシスコ・デ・グリマルディやガスパル・チェントリオオーネなど何人かのジェノヴァ人が公立銀行（*banquero público*）を開設し、グラナダでもチェントリオオーネ家のエステバンとカルロスが一五一〇年代末に銀行開設の許可を獲得した。⁽⁵⁾

ジェノヴァ人の場合には、一族が一つの都市や一つの地方で営業するのではなく、さまざまな地域の商業中心地に分散し、互いに協力して商売をしていた。グリマルディ一族はセビーリヤとマラガから穀物を地中海地方へ運び、セビーリヤでインディアス事業に出資し、ロトゥウロ家とともにアルマーデンの水銀の取引に関与していたが、事業の重点は王室を相手とする為替・金融取引であった。この一族の中では次の三つの家系が傑出していた。

i アンサルド・グリマルディ（*Ansaldo Grimaldi*）の家系 アンサルド・グリマルディ（ルーカスの孫、ジャン・バティスタの子）はアダモ・チェントリオオーネ（後述）と並んでジェノヴァ人の中で最大の資産家であった。親フランスのフレゴシ派から親ハプスブルクのアドルニ派に転じ、一五二五年四月に初めてスペイン王室に三万ドゥカードを貸付け、五月にはスペインで振出された八万ドゥカードの手形を引受けた。以後、一五三九年に死去するまで何度もアシエントを結んでいるが、一度に一〇万ドゥカード以上貸付けたことはなかったという。私生活は質素であったが派手な寄付を続け、一五二八年の政変後サン・ジョルジョ銀行の株を四、〇〇〇株ジェノヴァ共和国に寄付し、当時最大といわれた巨船カラッカ号を建造させ、これを七万五、〇〇〇ドゥカードで買いとって皇帝（カルロス）に寄贈した。ジェノヴァ近郊にアウグスティン派の教会と修道院を建立し、遺言でサン・ジョルジョに多額の遺贈金を寄付した。

ii アゴステイーノ・グリマルディ (Agostino Grimaldi) の家系 アゴステイーノはすでに一五世紀の末にスペインからイタリアへ穀物を輸出し、ローマやイギリスとの為替手形を扱う銀行家としてスペイン王室の委託を受けていた。一五〇一年にはローマへ戦費四万二、〇〇〇ドゥカードを送金し、一五〇七年にはロンドンからスペインへの送金を引受けている。スペインにおける代理人はステファノ・チェントリオーネであった。皇帝選挙の時には息子のニッコロとともに五万五、〇〇〇グルデンをフランクフルトのロレンツォ・デ・ヴィヴァルディに送っている。アゴステイーノの死後、息子のニッコロは一五五〇年代に王室を相手に金融業を盛んに続け、フェリペ二世の時代にはスペイン王室の銀行家の中で首位に立ったといわれる。ナポリ王国のサルノ侯領を買取ってサレルノ侯となり、一五六七年にはフェリペ側近のデ・シルヴァ (Ruy Gomez de Silva) からエポリ侯領を獲得した。ジェノヴァ市内の新通り (Via nuova) に壮麗な邸宅を建てて「王者」("Il Monarca") と呼ばれていた。

iii ジョルジョ・グリマルディ (Giorgio Grimaldi) の息子たち、ニッコロ、ジャン・バチスタ、ステファノ三兄弟。スペイン王室を相手とする金融業で最も重要な役割を演じたのはジョルジョの息子たち三兄弟である。上の二人はスペイン王室に仕えたが、ジャン・バチスタは前述のようにスプシディオの徴収を請負ったこともあり、ニッコロの死後は彼の家系がスペインの貴族として続いた。末弟のステファノはジェノヴァで銀行業を営んでいたが、一五二五年にスペインからイタリアへ為替手形による二万四、〇〇〇ドゥカードの送金に関して不正の嫌疑をかけられ、皇帝の恩寵を一時失ったことがあるとエーレンベルクは伝えている。さて、ケレンベッツはカルロスの治世を四つの時期に分けて、ジェノヴァ人を中心に王室の銀行家間の變化を説明している。

第一期（一五三二年まで） ドイツ人が二六〇万ドゥカード、これに対してジェノヴァ人は一九七万四、〇〇〇ドゥカードを貸付けているが、その中ではグリマルディ一族が総計一二三万九、〇〇〇ドゥカードと断然多い。

第二期（一五三二―四二年） この時期にもドイツ人が二五五万ドゥカードと首位を占めているが、イタリア人（特にジェノヴァ人）が二三三万七、〇〇〇ドゥカードとドイツ人に匹敵する金額を貸付けている。グリマルディ一族の中ではアゴステイーノの息子のニッコロ（のちのサレルノ侯）が五二万ドゥカード、チェントリオーネ一族の中ではアダム・チェントリオーネが四〇万ドゥカードと最も多い。

第三期（一五四三―五一年） この時期にもドイツ人が二八九万三、〇〇〇ドゥカードと首位を占め、イタリア人（特にジェノヴァ人）が二四九万ドゥカードとこれに続いている。ジェノヴァ人の中ではスピノラ一族のアンジェル・ジュアン・スピノラとトマス・スピノラが五四万二、〇〇〇ドゥカード（一部分はJ・A・パラヴィッチノ、H・ドーリアと共同で）、ニッコロ、グリマルディが二二万九、〇〇〇ドゥカード、アダム・チェントリオーネが一四万四、〇〇〇ドゥカード、フランチェスカ・グリマルディ、ドメニコ・グリロ、レオナルド・ジェンティーユが合計三一万ドゥカードである。クリストバル・チェントリオーネは前記アダムといっしょにスペインで商売をしており、一五四六年にマドリッドで九万一、二〇〇ドゥカード、四八年にA・ロメリノとメディナ・デル・カンポで九万五、六六五ドゥカード、五〇年にもA・デ・ネグロと一六万ドゥカードを貸付けている。なお、この時期にはスピノラ、ドーリア、チェントリオーネらはセビーリヤから宮廷に住居を移しており、ジェノヴァ人と王室の密着ぶりを示している。

第四期（一五五二―五六年） カルロスの治世の最後の時期になると、イタリア人（特にジェノヴァ人）が四九〇万一、〇〇〇ドゥカードとなり、ドイツ人の二二二万五、〇〇〇ドゥカードを大きく引離して首位に立っている。

る。ジェノヴァ人の中ではスピノラ一族の活躍が目立ち、アンジェラ・ジュアンとトマスが八七万五、〇〇〇ドゥカード（一五五四年まで）、アンドレアとフェリペが七七万ドゥカードを貸付けている。前者はすべてジェノヴァでアシエントを結び、一部はグリマルディ一族やネグロン一族と共同の貸付である。後者は宮廷を中心に活動し、一部はドーリア、レルカノ、ジェンティエーユ、パラヴィッチノと共同の貸付であった。コンスタンチン・ジェンティエーユはセビーリヤ在住のジェノヴァ人銀行家の中で最大の資産家といわれ、一部はデ・ネグロと組んで二〇七万一、〇〇〇ドゥカードを貸付けている。

(1) ヴェネツィア人は地中海貿易では優位に立っていたが、イベリア半島では居留地を作っていたものの金融業では活躍していなかった。

(2) Clemens Bauer, *Unternehmung und Unternehmungsformen im Spätmittelalter und in der beginnenden Neuzeit*, 1936, S. 40 f. なお、ジョヴァンニ・カルロはのちに領地を購入して貴族に昇進した。

(3) アントニオ・ボンヴィジは一六世紀前半にイギリスでヘンリー八世と取引があり、王の死後もアントウェルペンでグレッシャムを通じて英王室と金融取引を続けていた。トマス・モアと親しく、学芸の保護者で、一五七九年にフッカー家のアントウェルペン支店長は「同市に残っている商人の中でいちばん信用力のある者」と記している。一六二九年に七〇万エキュの負債を負って倒産した。ジョヴァンニ・バルバニはアントウェルペンで砂糖の精製もしていた。バルバニはスペインと低地地方やイタリアとの間のスペイン王室の郵便・電報事業を請負っていたが、リヨン駐在のフランス王室の役人に手紙が開封されると苦情を訴えている。R. Ehrenberg, *a. a. O.*, Bd. I, S. 316-318, 320.

(4) フィレンツェ人の銀行家は一六世紀第一・四半期にはローマで教皇廳の銀行家の地位をフッガーと争った。しかし、「フィレンツェ人の銀行家はローマとナポリでは短期間のうちにジェノヴァ人によって完全に駆逐され、低地地方ではジェノヴァ人と南ドイツ人によって、イギリスではこの国の商人によって駆逐された。スペインでは彼らはそもそも貨幣権力としての役割を演じたことがなかった。いまや彼らのフランスでの金融業がますます力強く発展した。」R. Ehrenberg, *a. a. O.*, Bd. I, S. 297. なお、南ドイツ人の S・ナイトハルトとの関連で前述したガスパル・ドゥッチ

(Gaspar Ducei) は一五四二年にカルロスからアントウェルペン財務官に任命されたが、彼もフィレンツェ人グループに属する。

(5) この当時、ジェノヴァ共和国の内部では親フランスのフレゴシ派と親ハプスブルク(スペイン)のアドルニ派の党派争いが続いていたが、フランス王フランソワ一世の拙劣な政策がフレゴシ派を離反させ、一五二八年以来ジェノヴァはハプスブルク(スペイン)の側についた。

(6) グリマルディ一族については、R. Ehrenberg, a. a. O., Bd. 1, S. 330-335. のほか、特に H. Kellenbenz, Die Grimaldi und das Haus Habsburg im frühen 16. Jahrhundert, in: VSWG, Bd. 48, 1961. を参照。

4 スペイン人の銀行家 カルロスの時代の王室の銀行家の中で、スペイン人の銀行家は貸付額では一五六%を占めるにすぎず、ジェノヴァ人や南ドイツ人など外国人銀行家よりずっと少ない。初期にはアントウェルペンに在住するブルゴス出身者が目立っている。アントニオ・デル・ヴァリエと息子のフランシスコ⁽¹⁾およびその親戚に当るフランシスコ・デ・ムヒカと弟のファン、彼らのグループは一五世紀末からリスボンとの交易やネーデルランド政府への貸付をしていた。一五二二年にカルロスに一〇万ポンド(七万グルデン)を貸付けた時に、一部の返済が滞って王室への貸付を警戒したといわれるが、一五二五、二六年にトレドやグラナダでも貸付けている。

ブルゴス出身者ではディエゴ・デ・アロとクリストバル・デ・アロ兄弟も重要な役割を演じていた。デ・アロ兄弟は前稿で述べたようにスペイン王室によるモルッカ大航海の演出者であり、南ドイツ商人、特にフッガーとの仲介者でもあった。一五二八年にブルゴスで数人のブルゴス人と南ドイツのフッガーとヴェルザーが八万ドゥカードの貨幣と二万ドゥカード分の商品からなる混合貸付をしている。このほかアントウェルペンで

は、アロンソ・デ・サンタ・ガデア (Alonso de Santa Gadea)、『グレゴリオ・デ・アヤラ (Gregorio de Ayala)』
 F・G・デ・アルモロス、F・デ・ブルゴスなどのスペイン人が活躍していたが、前二者はフッガーの協力者
 であり、後者もCh・デ・アロに近かった⁽²⁾。

次の時代、一五三〇年代から四〇年代にかけては、カステイリヤの「金融の定期市」「支払の定期市」[ferias
 de pagos, fairs of payment]として繁栄していたメディナ・デル・カンポの有力な商人・銀行家ロドリゴ・デ・
 ドウエーニャス (Rodrigo de Dueñas) の活躍が目立つ。彼は一五二九年にF・ロメリノ (ジェノヴァ人か?) とト
 レドで一五万六、〇〇〇エスクードを貸付け、三八年に二件、四〇年にロメリノと共同で、四三年には三月に
 ヴェルザーと一五万エスクード、八月には七三方ドウカードの混合貸付を、四四年にはブルゴス商人と組んで
 二件の貸付をしている。このほか彼はアントウエルペンのサンタ・ガデアを介してクレモナのアファイタデイ
 と組んだこともあり、四〇年代には外国人銀行家にも信用のあるスペインの代表的銀行家であった。ドウエー
 ニャスの貸付は一五四六年まで確認されている⁽³⁾。

アメリカ貿易の基地となったセビーリヤの銀行家ではエスピノーザ (Espinosa) 家の名前が一五四〇年代か
 ら現われている。この一族のファン・フェルナンデス・デ・エスピノーザは次のフェリペ二世の時代に国庫の
 収入役になり、一五七〇年代前半に王室への貸付に活躍した⁽⁴⁾。

治世の晩年の一五五〇年代にはアレステイ (Aresu) 家のフランシスコとジェロニモがスペインと低地地方
 で、ガロ (Juan Lopez Gallo) とデル・カンポ (Hernán Lopez del Campo) もアントウエルペンで王室金融に活躍
 した。ガロは歴史家のグイッチャルディーニが傑出した人物と記している名士で、一五四〇年代前半にアント
 ウエルペンにおける胡椒の独占的な卸商人であり、五九年に金融業務に関してスペイン王室の代理人となった

が、一五六五、六六年にF・エラッソとともに不正蓄財の疑いで起訴された。このほかにデ・サモラ (Miguel de Zamora) 、デ・ベルヌイ (Hernando de Bernuy) 、デ・サラマンカ (Jerónimo de Salamanca) 、のちにはカルデラ (Manuel Caldera) などが有力な王室銀行家として登場する。一五五二年の一年間だけをとってみると、スペイン人が結んだアシエントの額は、イタリア人には遠く及ばないが、南ドイツ人を凌駕している。

(1) フランシスコ・デル・ヴァリエ (Francisco del Valla, del Valle, del Vaglioとも記されている) はアントウェルペンの豪商クラウス・レヒテルヘンの娘マリアと結婚した。したがってエラスムス・スヘッツと義兄弟に当る。一五二六―二九年の間にアントウェルペンの財政・警察関係の要職につき、息子のコンラートは一五六七年―六九年の間に同市の収入役をつとめた。R. Ehrenberga. a. O., Bd. I, S. 356 f.

(2) デ・サンタ・ガデアは一五三〇年代末までフッガーが多額の貸付をした際の協力者であり、三七年にはヴァリャドリッドでデ・カストロのグループと二件の大規模な貸付をしている。

(3) ヴァリャドリッド、メディナ・デル・カンポなど旧カステイリヤの商人・銀行家では、このほかに王室の両替商であったデ・ラ・アヤ兄弟 (Diego und Luis de la Haya) 、デ・レオン (Pero Gonzalez de León) 、デル・リオ (Anton del Rio) 、デ・レドリッド (Marcos de Madrid) 、デ・ガマラ (Diego de Gamarra) などの名前が登場する。最初のデイエゴ・デ・ラ・アヤはフッガーの協力者であった。

(4) 彼はスペイン銀行家の中でフッガーの敵対者であったが、一五七五年の第二回支払停止 (国庫破産) によって二〇〇万ドゥカード以上の損失を蒙り、そのうえ不正な職務のかどで告発され、投獄と財産没収の目にあった。

以上のように、カルロスの時代のスペイン王室の銀行家の中では、一五一九年の皇帝選挙以来一五四〇年代の初め頃まではフッガーをはじめ南ドイツ人の銀行家が優位を占めていたが、一五四〇年代頃からイタリア人、特にジェノヴァ人の銀行家の活躍が目立ち、一五五〇年代にはジェノヴァ人の優位が明らかであった。これと並んで、これらの銀行家による王室への貸付は、アントウェルペンをはじめ西ヨーロッパ各地の商業都市

や定期市の開催地で、銀行家が互いに協調したり対立したりしながら行なわれていたことが判る。すなわち、一六世紀のスペイン王室金融の主導権をめぐる争いは、南ドイツやイタリア（ジェノヴァ）やスペインなど主として南欧の銀行家の間で、アントウエルペンを中心とする西ヨーロッパの国際金融のシステムの中で繰りひろげられていたのである。